

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管関係官庁	
0820010	「保幼育士」(仮称)の創設と資格認定試験の一元化	教育職員免許法第16条の2	幼稚園における教職員については、幼稚園の教員免許状を有するものでなければなりません。	「認定子ども園」における児童の保育・養育に携わる要員として、新しい人材「保幼育士」が望まれる。認定試験は、新「保幼育士」に相応しいものとするため現行の幼稚園教員免許状及び保育士資格認定試験並びに小論文と、知識・技能にかなわないよう努め、全人的な能力・コミュニケーション能力を把握するために小論文を定める。受験者の定数を定めるため、認定試験は同日同会場での、「1回限り」試験とする。「認定子ども園」の成果は父兄に好評ですが、サービス提供側の便宜向上に課題があります。	幼稚園教諭免許と保育士資格については、満3歳からの子どもの対象に1日に4時間を標準とした教育を行う学校である幼稚園と、保護者の就労等の事情により保育に欠ける0歳からの子どもの対象に1日原則8時間の保育を行う児童福祉施設である保育所という両施設の違い・役割の違いを踏まえたものとなっています。このため、幼稚園教諭免許保有者は、教職の意義及び教員の役割を理解し、適切に教育課程を編成して満3歳からの子どもの指導に当たる能力を有することに力が置かれていたのに対し、保育士資格保有者は、児童福祉、小児医療、小児医療、保育医療、基礎的な教育課程を幅広く、専門的知識を持って0-2歳児の低年齢児を含む子どもの保育に当たる能力の養成に力が置かれていたものであって、これらを単純に一元化し、新たな国家資格を創設することは困難です。しかし、ご指摘にもありますように、昨年度、就学前の子どものための幼児教育と保育を一体的に提供する機能を備える施設を認定する「認定子ども園」制度が創設されるなど、幼保連携が進んでいることから、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有の促進を図っています。	C	-					C	-			1 0 2 8 0 8 0	社団法人 日本 ニュービ ジネス 協議会連 合会	13 東京都	文部科学省 厚生労働省
0820020	専修学校(専門学校)に幼稚園教諭養成機関を指定すること	教育職員免許法別表第一編第3号 教育職員免許法施行規則第27条、第28条第1項	教員には、教科や児童生徒等に関する高い専門的知識や広く豊かな教養などが求められることから、その養成は原則として大学において行うこととしています。	保育士養成施設指定を受けている専修学校(専門学校)を幼稚園教諭養成機関とすることにより、保育士と幼稚園の種の資格が、2年間で同時に取得できるようにすること。	提案理由 「認定子ども園」等の幼保一元化の流れの中で幼稚園教諭免許および保育士資格両資格を持つ人材が望まれるなど、幼児保育事業に従事する専門職を取り巻く環境が変化している。大学等では、幼稚園教諭免許と保育士資格の同時取得を可能としているものも増加している。また、平成16年7月に中央教育審議会から出された答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」においては、大学における教員養成の原則の重要性を再確認し、当該原則に基づき(改革が提言されたところ)で、新たな指定を行う場合には、従来の判断基準や関連する審議会のごときで指定する際の適切な要件について検討を行うことと関係方面との協議等が必要ですが、現時点では、これらについて協議等が得られていないことです。	F	(平成18年9月15日 構造改革 特区推進 本部決定 済み)	昭和24年に教員免許制度が創設された際、格段に増加した教員需要に対応するため、専修学校を教員養成機関として指定しましたが、教員養成は基本的に大学において行うこととされていることから、昭和56年以降、教員養成機関の指定は行っていません。また、平成16年7月に中央教育審議会から出された答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」においては、大学における教員養成の原則の重要性を再確認し、当該原則に基づき(改革が提言されたところ)で、新たな指定を行う場合には、従来の判断基準や関連する審議会のごときで指定する際の適切な要件について検討を行うことと関係方面との協議等が必要ですが、現時点では、これらについて協議等が得られていないことです。			F	(平成18年9月15日 構造改革 特区推進 本部決定 済み)	現時点では、今後のスケジュールも含め、これらについて協議等が得られていないことです。		1 0 4 8 0 1 0	学校法人 吉田学 園、学校 法人東原	1 北海道	文部科学省	
0820030	幼稚園教諭二種免許付与の緩和	教育職員免許法別表第一編第3号 教育職員免許法施行規則第27条、第28条第1項	教員には、教科や児童生徒等に関する高い専門的知識や広く豊かな教養などが求められることから、その養成は原則として大学において行うこととしています。	現行の教員免許法に規定する幼稚園教諭二種免許の取得について、その施行規則に準じ、要件を満たした場合には、厚生労働省指定保育士養成施設の専修学校専門課程においても、幼稚園教諭二種免許を取得可能とする。	保育士養成施設卒業生が保育所への就職を希望する際に幼稚園教諭免許を取得していないことで、就職活動に不利を受けさせないようにすることを目的とする。 具体的には、現行の教育職員免許法施行規則では、教員養成機関の指定は大学の課程における教員の養成数が不十分な場合に限り行うものとされていることから、その条件を廃止もしくは見直し、見直し場合には、指定保育士養成施設に在学中の専修学校の幼稚園教諭二種免許の取得を可能とする。 提案理由：認定子ども園の設置開始に伴い、既存の保育所においても、保育士資格及び幼稚園教諭免許双方の資格免許取得者を採用する保育所が増加しているの、保育士養成施設の卒業生が保育所に就職する際に不利を受ける可能性がある。また、専修学校と短期大学で養成できることは、保育環境が高まり、より質の高い保育者の育成が可能となる。 教育指導措置：対象となる保育士養成施設が幼稚園教諭免許を取得する際には、短期大学設置基準第22条に基づき、専任教員数を確保することにより、教育の質を担保する。また、指導監督する大学を確保することも教育の質を担保することにつながると思われる。	F	(平成18年9月15日 構造改革 特区推進 本部決定 済み)	昭和24年に教員免許制度が創設された際、格段に増加した教員需要に対応するため、専修学校を教員養成機関として指定しましたが、教員養成は基本的に大学において行うこととされていることから、昭和56年以降、教員養成機関の指定は行っていません。また、平成16年7月に中央教育審議会から出された答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」においては、大学における教員養成の原則の重要性を再確認し、当該原則に基づき(改革が提言されたところ)で、新たな指定を行う場合には、従来の判断基準や関連する審議会のごときで指定する際の適切な要件について検討を行うことと関係方面との協議等が必要ですが、現時点では、これらについて協議等が得られていないことです。			F	(平成18年9月15日 構造改革 特区推進 本部決定 済み)	現時点では、今後のスケジュールも含め、これらについて協議等が得られていないことです。		1 0 8 1 0 1 0	学校法人 新海福祉 医療学園 新海福祉 医療専門 学校	15 新潟県	文部科学省	
0820040	幼稚園教諭養成の授業等開設方法の緩和	教育職員免許法別表第一編第3号 教育職員免許法施行規則第27条、第28条第1項 専修学校設置基準第12条	教員には、教科や児童生徒等に関する高い専門的知識や広く豊かな教養などが求められることから、その養成は原則として大学において行うこととしています。	一定の要件を満たす専修学校に通修する高い専門的知識や広く豊かな教養などが求められることから、その養成は原則として大学において行うこととしています。	昨今の幼稚園における運営時間の延長等による多様な変化に対応する人材が必要とされる中、幼稚園教諭の養成を専修学校において通信教育で幼稚園教諭二種免許を取得できるように授業方法及び教育機会を弾力化・多様化することを目的とする。 具体的には、通信教育課程による幼稚園教諭の養成は、大学又は短大に限定されている中で、その基準を緩和し、専修学校においても通信教育による幼稚園教諭二種免許取得を可能とする。 提案理由：幼稚園教諭の養成は通学教育では、大学、短大及び一部の専修学校で認可を受けているにもかかわらず、通信教育では、大学又は短大のみ養成が可能となっており、その基準を緩和し、専修学校においても通信教育による幼稚園教諭二種免許取得を可能とする。 教育指導措置：対象となる専修学校が通信教育で幼稚園教諭二種免許を取得する場合には、教育職員免許法施行規則第30条及び短期大学通信教育設置基準の教員配置基準に規定する措置を取ること、教育の質が担保される。また、専修学校においても自己点検評価及び第三者評価を求め、その指定基準の遵守義務を果たす。	F	(平成18年9月15日 構造改革 特区推進 本部決定 済み)	昭和24年に教員免許制度が創設された際、格段に増加した教員需要に対応するため、専修学校を教員養成機関として指定しましたが、教員養成は基本的に大学において行うこととされていることから、昭和56年以降、教員養成機関の指定は行っていません。また、平成16年7月に中央教育審議会から出された答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」においては、大学における教員養成の原則の重要性を再確認し、当該原則に基づき(改革が提言されたところ)で、新たな指定を行う場合には、従来の判断基準や関連する審議会のごときで指定する際の適切な要件について検討を行うことと関係方面との協議等が必要ですが、現時点では、これらについて協議等が得られていないことです。 なお、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則では、大学、指定教員養成機関の別を問わず、免許状を取得するための授業方法については、特段の規制はありません。また、専修学校は実験、実習などを中心とした職業教育、専門技術教育を行う教育機関であるため、通信制課程は認められていません。しかしながら、専修学校における授業科目の履修にあたっては、課程の修了に必要な総授業時数のうち4分の3を超えない範囲で、多様なメディアを高度に利用して履修することが可能となっております。(通信教育での保育士養成の是非については厚生労働省の回答をご確認ください。)			D	-			1 0 8 1 0 2 0	学校法人 新海福祉 医療学園 新海福祉 医療専門 学校	15 新潟県	文部科学省 厚生労働省	
0820050	保育士養成の授業等開設方法の緩和	専修学校設置基準第12条	専修学校の授業科目の履修にあたっては、課程の修了に必要な総授業時数のうち、4分の3を超えない範囲で、メディアを利用した履修が可能とします。	指定保育士養成専修学校に通信教育で保育士資格を取得できるように授業方法及び教育機会を弾力化・多様化することを目的とする。 提案理由：通学教育による保育士養成は、大学、短期大学及び専修学校で認められているが、通信教育での養成は、大学又は短期大学でのみ可能である。指定保育士養成専修学校が通信教育を設置し、その授業方法により「幼稚園教諭二種免許」を通信教育で取得可能とする。 教育指導措置：対象となる指定保育士養成施設が通信教育により資格取得する場合、指定保育士養成施設指定基準の通信教育部と同様の措置を取ること、教育の質を担保する。また、専修学校においても自己点検評価及び第三者評価を求め、その指定基準の遵守義務を果たす。	指定保育士養成専修学校において通信教育でも保育士資格を取得できるように授業方法及び教育機会を弾力化・多様化することを目的とする。 提案理由：通学教育による保育士養成は、大学、短期大学及び専修学校で認められているが、通信教育での養成は、大学又は短期大学でのみ可能である。指定保育士養成専修学校が通信教育を設置し、その授業方法により「幼稚園教諭二種免許」を通信教育で取得可能とする。 教育指導措置：対象となる指定保育士養成施設が通信教育により資格取得する場合、指定保育士養成施設指定基準の通信教育部と同様の措置を取ること、教育の質を担保する。また、専修学校においても自己点検評価及び第三者評価を求め、その指定基準の遵守義務を果たす。	D	-	専修学校は実験、実習などを中心とした職業教育、専門技術教育を行う教育機関であるため、通信制課程は認められていませんが、専修学校における授業科目の履修にあたっては、課程の修了に必要な総授業時数のうち4分の3を超えない範囲で、多様なメディアを高度に利用して履修することが可能となっております。(通信教育での保育士養成の是非については厚生労働省の回答をご確認ください。)			D	-		1 0 8 1 0 3 0	学校法人 新海福祉 医療学園 新海福祉 医療専門 学校	15 新潟県	文部科学省 厚生労働省		
0820060	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所を認定子ども園として利用する場合の目的外使用承認手続きの適用除外	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 公立学校施設(幼稚園園舎等)の財産処分取扱いについて(平成15年11月28日15文科初第64号) 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認等について(平成19年3月28日16文科第501号)	国庫補助を受けて整備した幼稚園施設を補助目的に反して使用する場合は、原則として財産処分の承認手続きが必要となりますが、国庫補助事業完了後10年を経過し、同一地方公共団体における共同利用又は公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等については(平成19年3月28日16文科第501号)とされています。	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所が認定子ども園として認定を受ける場合、転用にかかる財産処分目的外使用の承認が必要とされているが、認定子ども園として利用している期間については、「幼稚園教育要領」や「保育所指針」に基づき、教育、保育を一体的に提供する施設であることから、新たに認可を受ける施設へ付加する機能(認可外保育施設)への転用等にかかる財産処分目的外使用の承認を要しないこととするべきである。	幼稚園を認定子ども園として使用する場合には、承認する指針に基づき、教育、保育を一体的に提供する施設であることから、補助目的外使用等に転用されているものではないと考える。また、同様の趣旨から、国庫補助金の交付を受けて設置した幼稚園の認定子ども園の転用にあたっては、国庫補助金の返還を不要とすべきである。	D	-	国庫補助を受けて整備した幼稚園、保育所又は認可外保育施設に転用する場合の財産処分の手続きについては、認定子ども園の認定の有無にかかわらず、国庫補助事業完了後10年を経過し、同一地方公共団体における共同利用又は公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分目的外使用の承認等については、文科部大臣への届け出(報告事項)のみとし、承認手続きを要しないこととするべきである。			C	-		1 1 2 4 0 1 0	兵庫県	28 兵庫県	文部科学省 厚生労働省		
0820070	小学校の漢字教育にかかる教育課程の弾力的運用	学校教育法施行規則第25条 小学校学習指導要領	小学校学習指導要領上、「学年ごとに配当されている漢字は、児童の学習負担に配慮しつつ、必要に応じて活用する場合は、当該学年以前の学年又は当該学年以前の学年において指導することもできること」とされています。	学年別漢字配当表を超えた漢字学習を可能とするため、現行の学校教育法施行規則で規定する教育課程の基準(学年別漢字配当表)を緩和すること。 (代償措置) 各学年等に漢字テストを実施し、漢字の習熟度が低い児童・生徒に対し、別途、個別学習を実施する。	ご提案有難うございます。現在、小学校における漢字の指導については学習指導要領において以下のように示されています。 小学校学習指導要領 第2章 各教科 第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い (3)漢字の指導については、第2の内容に定めるほか、次のとおり取り扱うこと。 ア 学年ごとに配当されている漢字は、児童の学習負担に配慮しつつ、必要に応じて、当該学年以前の学年又は当該学年以前の学年に配当されている漢字及びそれ以外の漢字を必要に応じて提示する場合は、振り仮名を付けるなど、児童の学習負担が過重にならないよう配慮すること。 ウ 漢字の指導においては、学年別漢字配当表に示す漢字の字体を標準とすること。 すなわち、ご提案の学年別漢字配当表の弾力的運用は、児童の学習負担に配慮しつつ実施されるならば現行制度においても実現可能です。	D	-	ご提案した内容は、現行の制度下でも実現が可能との回答であったが、今後、本県が漢字学習教育を具体的に実施するために、以下の点について可能かどうかを確認すること。 学年別漢字配当表を組み合わせ、独自の漢字配当表を作成し指導すること。 組み合わせた漢字配当表により指導した漢字の読み、書きについて評価の対象とすること。 児童の過重負担にならない範囲において、学年別漢字配当表に記載のある教育漢字に、例えば常用漢字(例「海」の「井」)などを追加し指導し、評価の対象とすること。			D	-		1 1 7 8 0 1 0	福井県	18 福井県	文部科学省		

管理コード	変更事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管関係官庁	
0820080	学校設置主体の弾力化	学校教育法第2条等 構造改革特別区域法第13条	学校教育法上、学校は国、地方公共団体、学校法人のみが設置できるとされているが、構造改革特別区域の認定を受け、不登校児童生徒やL D(学習障害)、ADH D(注意欠陥/多動性障害)を対象とする場合に限り、NPO法人で学校設置(高校以下)が認められています。	「NPO法人による学校設置」子どもの教育をめぐり、公立学校をはじめ民間で様々な試みがなされている。各種NPO法人の中には、教育分野にその実践の経験を活用し、独自のノウハウを持っている事例も多くなっているが、全日制的教育機関として義務教育を担うには至っていない。日本の義務教育制度が成熟期を迎える中、新たな道を拓くために、未来の地球、人類をみつめた教育理念実現への意欲と方法論を持つNPO法人もその一翼を担えるものと考え、学校設置の道を求めるものである。	想定しているのは小規模な全日制的義務教育機関で、国が定める教育内容を踏襲しつつ、設置主体がこれまで培ってきた経験、手法、人的ネットワークを生かした教育を実施したいと考える。対象を特定したり、特種な人材育成を目指すものではない。子どもと、また、21世紀を生きる人材としての、地産地消を促した人間力づくりに注力する。教育分野において短期間で経済効果は期待できないものがあるが、教育の形と手法の新しい選択試みを示すことで、既存の教育に制約や影響を与えないという点では、社会的に有効な存在意義は発達でき、相乗・補充的役割を担えるものと考えられ、また、世界、地域のあらゆる資源を活用した連携になることで、自ずと地域の活性化も進展できると考える。	D	-	構造改革特別区域法第13条に基づき、不登校児童生徒等を対象にNPO法人が学校を設置することも可能となっています。ご不明な点は何なりとお問い合わせください。				D	-		1 0 9 7 0 1 0		特定非営利活動法人 夢の学校をつくる会	41 佐賀県	文部科学省
0820090	外国人就学生の入学資格及び入学定員の上限の緩和	学校教育法第82条の3第3項 学校教育法施行規則第77条の5	専修学校専門課程は、高等学校としくはこれに準ずる学校等を卒業した者又はこれに準ずる学力がある者であることを認められた者に対して教育を行います。	外国人就学生に対し、専修学校専門課程の入学資格である高等学校卒業程度の条件を緩和し、国籍、年齢、国籍を問わず、学習意欲の高い外国人に対し入学要件を別途定める。外国人就学生の入学定員の上限を緩和し、定員の2分の1程度の受け入れを可能とする。	医師・介護従業者は慢性的な不足状態にあり、高齢化社会を懸念される我が国において、その従業者の数の低下は危惧される問題である。外務省、厚生労働省が連携し、フィリピン介護士受け入れを行うための計画が進められているが、諸問題が発生している現状である。現在、保健医療福祉分野に特化した外国人技能実務者の養成学校設立は認められていないが、今後受け入れが拡大する外国人の医療・介護従業者における日本文化の理解、技術取得、定着促進のためには社会性をもち常識豊かな人材育成が必要であり、外国人個人に対し柔軟に対応できる点においては民間企業による養成学校の設立準備はその良機を生かせるものであると考える。また、人材育成を確保し、我が国教育制度の発展に貢献できる外国人に対し、同等程度の学力等が認められれば、入学を可能とし、学習意欲の高い外国人に対し門戸を広げ、医療・介護従業者を育成したいと考える。また日本人学生においては多様化する国際社会における社会性を身に付けることができ、国内だけに留まらず、医療・介護従業者養成の上において指導的役割を担うことのできる人材育成につながるものとする。	D	-	専修学校専門課程の入学資格については、学校教育法において高等学校若しくはこれに準ずる学校等を卒業した者又はこれに準ずる学力があると認められた者としていますが、学校教育法施行規則第77条の5の3号において、「専修学校において、個別の入学資格基準により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者、十八歳に達した者、も入学可能となります。また、専修学校への受け入れにあたっては、充実した教育指導を行う観点から、入学定員等は適切なものとする必要があります。外国人就学生と併存する入学許可者数については、設置するすべての学科の入学定員を合計した数の2分の1までとされていることですが、ご提案には現行の制度でご対応いただけるものと考えます。			D	-		1 0 7 5 0 3 2		ウエルコンサル株式会社	29 奈良県	文部科学省 厚生労働省	
0820100	IT技術者など高度外国人材活用のための就労準備研修ができる在留資格の創設又は要件緩和	専修学校設置基準第14条	専修学校においては、修業年限が一年未満の科目等履修生として授業科目を履修することが可能です。	外国人材就学生に対し、専修学校専門課程の入学資格である高等学校卒業程度の条件を緩和し、国籍、年齢、国籍を問わず、学習意欲の高い外国人に対し入学要件を別途定める。外国人就学生の入学定員の上限を緩和し、定員の2分の1程度の受け入れを可能とする。	【実施内容】日本滞在経験が無い高度外国人材が日本企業で円滑に就労できるよう、生活体験をしながら、半年程度、日本社会に習熟し、日本企業に適合させる就労準備研修を行う。 【提案理由・目的・効果等】人材派遣会社等は、顧客企業需要に応じ、本国で研修した外国人技術者の派遣事業を実施しているが、就業前の日本社会常識の不足が就労の大きな障壁となっており、就業前日本で日本企業での就業に向けた研修を受ける機会を確保する必要がある。専修学校専門課程の活用により、日本語能力、定着促進の上は、人材確保の日本企業、キャリア向上を図る日本の双方にとって有益であり、当該研修のための在留資格の創設が必要である。参考とすべきものに、専修学校や大学が、専門学校と経産省からの委託事業として行う留学生対象就職支援事業があり、外国人技術者向けの研修においてもこうした経験を活かし、高等教育機関による成果を認される。しかし雇い主企業等が強い専修学校専門課程で現行で一年以上という修業年限規定があり、これを研修内容に則した1年未満の修業年限も可能とする必要がある。 ヒヤリングによれば「専修学校」のほか「人材派遣業」「人材紹介開発業」各種学校、の参入も想定され、専修学校が参入する際の「留学、在留資格要件緩和」と、その他の事業者が参入する際の「新たな在留資格の創設、の双方から検討して頂く必要がある。	D	-	【内容】ご提案について、専修学校の修業年限については、青少年に対し、職業・技術教育を行い相当の効果を挙げるためには少なくとも一年以上でなければ十分な教育成果を挙げ得ないことから、一年を最低修業年限と定めています。なお、専修学校においては、修業年限が一年未満の科目等履修生として又は短期の授業科目を履修することが可能となっていますが、その科目等履修生に対し在留資格を与えるか否かについては、別途、担当省庁における判断が必要と要します。			D	-		1 1 8 7 0 7 0	福岡・アジアゲートウェイ構想	福岡市	40 福岡県	警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省	
0820110	私立学校法の特別第二十条に看護専門学校を加える	学校教育法第82条の8	専修学校の設置認任由所行っているが、地方の看護専門学校も公私立協力学校を加えることにより、実際に地方に根ざした地方に役立つ看護師の育成を図り、看護不足に対応し、地方の健全な発展に寄与する。	事業の実施内容に「学校法人看護専門学校を設置する」とした事項である。文化・スポーツが主であるが、地域振興や産業振興等も併せて進められ、市民の多様化するニーズを一元、弾力的に受け付け、総合的な行政を推進すること、地域の人口(、まちなぎ)を目標とする。また、教育委員会は、困難な問題が山積する学校教員に集中的に取り組む、その速やかな解決を図る。本市では、平成16年4月の機構改革により教育委員会の前身の5部門を市長部局(文化振興部)に移管し、地方市民センター(市長部局)と公設機関の一元化は済み、総合行政の視点から事業に取り組んできた。しかし、地方教育行政関係法令の規制により、教育委員会の補助執行による執行体制とならざるを得ず、機構改革の目的であった一元、弾力的な行政の推進が図りにくく、また市民とわがやに「く、事務が煩雑になるなどの問題が生じていることから、その改善を図るため教育委員会の職務権限の市長への移管について提案を行うものである。	構造改革特区の公私協力学校として、高等学校、幼稚園が上げられているが、地方の看護専門学校も公私立協力学校を加えることにより、実際に地方に根ざした地方に役立つ看護師の育成を図り、看護不足に対応し、地方の健全な発展に寄与する。	D	-	ご提案の「公共団体等と連携協力」の具体的な内容が不明ですが、専門学校において地方公共団体と一定の連携協力を行うことは現行制度上でも可能です。専門学校の設置認可については、所轄庁である県が行うこととなっておりますので、ご提案の専門学校の設置については、まず県とご相談ください。			D	-		1 1 8 5 0 1 0	個人	17 石川県	文部科学省		
0820120	教育委員会の社会教育に関する権限を市長へ移譲する特区	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条 社会教育法第7条	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は地方公共団体が管理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務については定めており、また、社会教育法は法において教育委員会が行う社会教育に関する事務を規定しています。	現行制度上、教育委員会が持つ社会教育に関する権限を、自治体の判断により市長に移譲することを可能とする。	第92次提案、第10次提案時に、平成18年度中に措置できるような検討( F 回答)となれた事項である。文化・スポーツが主であるが、地域振興や産業振興等も併せて進められ、市民の多様化するニーズを一元、弾力的に受け付け、総合的な行政を推進すること、地域の人口(、まちなぎ)を目標とする。また、教育委員会は、困難な問題が山積する学校教員に集中的に取り組む、その速やかな解決を図る。本市では、平成16年4月の機構改革により教育委員会の前身の5部門を市長部局(文化振興部)に移管し、地方市民センター(市長部局)と公設機関の一元化は済み、総合行政の視点から事業に取り組んできた。しかし、地方教育行政関係法令の規制により、教育委員会の補助執行による執行体制とならざるを得ず、機構改革の目的であった一元、弾力的な行政の推進が図りにくく、また市民とわがやに「く、事務が煩雑になるなどの問題が生じていることから、その改善を図るため教育委員会の職務権限の市長への移管について提案を行うものである。	F	-	地方自治法第180条の7の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任を行うことが可能です。 なお、教育基本法の改正に伴う社会教育法等の見直しについては、平成18年9月15日の構造改革特別区域推進本部決定、教育再生会議における議論等を踏まえつつ、社会教育行政における政治的中立性の担保等に留意しながら、中央教育審議会において検討を開始したところであります。			F	-		1 0 3 0 0 2 0	多治見市	21 岐阜県	総務省 文部科学省		
0820130	社会教育分野等に関する教育委員会の職務権限の市長への移譲(社会教育分野等について)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条 社会教育法第7条	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は地方公共団体が管理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務については定めており、また、社会教育法は法において教育委員会が行う社会教育に関する事務を規定しています。	現在、市長部局(文化振興部)の職員で補助執行している文化財、生涯学習、スポーツ、図書館、考古博物館にかかる職務権限を教育委員会から市長に移譲し、市民主体の総合的な行政を推進すること、地域の人口(、まちなぎ)を目標とする。また、教育委員会は、困難な問題が山積する学校教員に集中的に取り組む、その速やかな解決を図る。本市では、平成16年4月の機構改革により教育委員会の前身の5部門を市長部局(文化振興部)に移管し、地方市民センター(市長部局)と公設機関の一元化は済み、総合行政の視点から事業に取り組んできた。しかし、地方教育行政関係法令の規制により、教育委員会の補助執行による執行体制とならざるを得ず、機構改革の目的であった一元、弾力的な行政の推進が図りにくく、また市民とわがやに「く、事務が煩雑になるなどの問題が生じていることから、その改善を図るため教育委員会の職務権限の市長への移管について提案を行うものである。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は地方公共団体が管理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務については定めており、また、社会教育法は法において教育委員会が行う社会教育に関する事務を規定しています。	F	-	社会教育に関する事務を地方公共団体により首長が担当できるようにすることについての検討の進捗状況について真摯に回答させていただきます。			F	-		1 0 4 0 1 0	鈴鹿市	24 三重県	総務省 文部科学省		
0820140	社会教育分野等に関する教育委員会の職務権限の市長への移譲(文化財について)	地方自治法第180条の8 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条 文化財保護法	地方自治法第180条の8 教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教職員の身分取扱いに関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを行う。	現在、市長部局(文化振興部)の職員で補助執行している文化財、生涯学習、スポーツ、図書館、考古博物館にかかる職務権限を教育委員会から市長に移譲し、市民主体の総合的な行政を推進すること、地域の人口(、まちなぎ)を目標とする。また、教育委員会は、困難な問題が山積する学校教員に集中的に取り組む、その速やかな解決を図る。本市では、平成16年4月の機構改革により教育委員会の前身の5部門を市長部局(文化振興部)に移管し、地方市民センター(市長部局)と公設機関の一元化は済み、総合行政の視点から事業に取り組んできた。しかし、地方教育行政関係法令の規制により、教育委員会の補助執行による執行体制とならざるを得ず、機構改革の目的であった一元、弾力的な行政の推進が図りにくく、また市民とわがやに「く、事務が煩雑になるなどの問題が生じていることから、その改善を図るため教育委員会の職務権限の市長への移管について提案を行うものである。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。 14 文化財の保護に関すること。 15-1(略)	C	-	文化財の保存・活用と首長部局の行う地域振興、産業振興、環境保全、まちづくり等の施策との緊密な連携・調整は大変重要であり、必要な場合には、地方自治法第180条の7の事務の委任・補助執行の規程を活用して、文化財保護に関する業務の一部を首長部局で行うことも可能です。 ただし、文化財保護についての最終的な職務権限は、以下の理由より、教育委員会の権限として引き続き規定されている必要があると考えます。 Cの理由として教養の独立性、中立性、抑圧を回避しているが「元々教育委員の任命権は市長にあり、長期的に一貫した保護の方針のもとに保存・活用が行なわれることが必要であり、市長の文化によりその保護の方針が定まることには不向きである」と相反する利害の調整は首長部局下の事務事業においても多数あり、公正な執行を担保するために議会、第三者機関の設置、法令の整備、両者の指導に基づき意思決定を行っていることから、他施策と比較して文化のみ教育委員会の(補助執行含む)に置く(権限の移譲)は適切だと考えられる。また、教育基本法の目的は国策、地方、公共など社会全般より活用である教育委員会、文化財保護についての最終的な権限が所在していることが必要であると考えます。 もとより、文化財の保存と活用に当たっては、首長部局の行う歴史・文化、観光、まちづくり、景観等の施策との緊密な連携・調整を行い、連携を図ることは大変重要であると考えます。そのため、必要となる場合は、地方自治法第180条の7の事務の委任・補助執行の規程を活用して、文化財保護に関する業務の一部を首長部局で行うことも可能となります。			C	-		1 0 1 1 0 1 1	鈴鹿市	24 三重県	文部科学省		





規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案

管理コード	規制の特例措置の番号・名称	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案の別	提案内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	提案事項管理番号	規制の特例措置の番号・名称	提案主体名	特区の名称	特区との関係	都道府県コード	制度の所管関係官庁
0830010	820 公立保育所における給食の外部導入方式の容認事項	学校給食法 市町立学校給与負担法	学校給食法第5条の3において、義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門の職員をつかさどる職員の資格要件等について規定されています。また、学校教育法第28条及びこれを準用する条項において、義務教育諸学校に栄養教諭を置くことができますこと、栄養教諭の職務として栄養の指導及び管理をつかさどることが規定されています。	2 関連提案	給食の外部導入について、給食の調理・購入委託先として学校給食センターを活用する場合において、保育所入園児童の給食の給立、栄養・食育等の管理・指導に学校の栄養教諭が携われるようにする。	保育所の給食の給立作成や園児に提供する栄養素量の調理、食育等の実施にあつては、専門的知識を有する栄養士を配置するのが効果的かつ効果的である。保育所給食の調理・購入委託先として学校給食センターを活用する場合に、栄養士の資格を有し、学校給食の給立や栄養素量の管理等を行う栄養教諭を保育所の給食業務に活用したいと考えているが、栄養教諭は学校給食法等により学校の教育職員として位置づけられ、市町立学校職員給与負担法により都道府県が給与費を負担しているため、栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが困難な状況にある。栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが出来れば、保育所独自で栄養士を確保する必要がなくなり人員費の削減につながるばかりでなく、幼児期からの一貫した食に関する指導と食育の実践により児童の正しい食習慣の定着に資すると考えらる。	D	-	学校給食法上の規定は、栄養教諭が保育所の給食業務に携わることを行けるものではありません。保育所給食の調理・購入委託先として学校給食センターを活用する場合、学校給食調理等の本務の遂行に支障が出ないよう十分に注意し、給与費を負担する都道府県と協議した上で、栄養教諭を保育所の給食業務に携わらせることは可能であると判断します。なお、市町立養育負担教職員任用制度により、市町村が独自に栄養教諭を任用し、当該栄養教諭が保育所の給食業務を兼職することも可能です。				2008010	820 公立保育所における給食の外部導入方式の容認事項	大野町	心豊かな給食特区	1 認定自治体	21 岐阜県		給務省 文部科学省 厚生労働省	